

令和8年度 第2回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
1	①食料品の物価高騰に対する特別加算	【物価高騰対策】プレミアム付商品券事業	①全市民を対象に市内店舗で利用できるプレミアム付商品券の販売により、物価高騰の影響を強く受ける市民生活を支援するとともに、市内での消費活動の喚起・消費の下支えを行う。 ②商品券及びその発送や事業実施に係る事務費(通信費・委託費)。 ③(事業費)7,000円×43,160冊＝302,120千円、 (事務費)通信運搬費6,688千円、業務委託料27,242千円 ④志摩市に居住する住民	R8.4	R9.3
2	④消費下支え等を通じた生活者支援	【水道事業会計繰出】物価高騰対策水道料金減免事業(4月～7月分)	①物価高騰等の影響を強く受ける市内事業者及び市民の経済的負担を軽減するため、水道料金基本料金を4か月間分減免する。(官公庁を除く) ②一般会計から水道事業会計に繰り出し、水道料金の基本料金及びメーター使用料の減免に係る費用に充当 ③1,515.71円(基本料金等平均額)×22,222世帯×4か月＝134,728千円 ④市内全給水契約者(官公庁を除く)	R8.4	R9.3
3	④消費下支え等を通じた生活者支援	【水道事業会計繰出】物価高騰対策水道料金減免事業(8月～10月分)	①物価高騰等の影響を強く受ける市内事業者及び市民の経済的負担を軽減するため、水道料金基本料金を3か月間分減免する。(官公庁を除く) ②一般会計から水道事業会計に繰り出し、水道料金の基本料金及びメーター使用料の減免に係る費用に充当 ③1,515.71円(基本料金等平均額)×22,222世帯×3か月＝101,046千円 ④市内全給水契約者(官公庁を除く)	R8.8	R9.3
4	⑤省エネ家電等への買い換え促進による生活者支援	【物価高騰対策】省エネ家電買替促進補助	①エネルギー価格等の物価高騰の影響を受ける市民の負担を中長期的に軽減するため、省エネ性能に優れた家電製品への買替を支援する。 ②対象製品への買替による補助金額相当の補助金及び事務費 ③(事業費)エアコン:180,000円×1/3×260件＝15,600千円 冷蔵庫:300,000円×1/3×30件＝3,000千円 (事務費)業務委託料:2,966千円 ④居住する住宅の既存家電を対象製品に買替える市民	R8.7	R9.3